

平成18年6月美馬市議会定例会議事日程（第3日）

平成18年6月23日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第45号 美馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第46号 美馬市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第47号 美馬市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第48号 美馬市立幼稚園預かり保育実施条例の一部改正について
議案第49号 平成18年度美馬市一般会計補正予算（第1号）
議案第50号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称変更に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について
議案第51号 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について
議案第52号 美馬西部特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び美馬西部特別養護老人ホーム組合同規約の変更について
議案第53号 市道路線の認定及び変更について
議案第54号 工事請負契約の変更について
- 日程第 3 請願第1号について
- 日程第 4 請願第2号について
- 日程第 5 発議第 6号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書等（案）について
発議第 7号 違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書（案）について
- 日程第 6 発議第 8号 藤田元治議員の辞職勧告に関する決議（案）について
- 日程第 7 発議第 9号 井川英秋議員の辞職勧告に関する決議（案）について
- 日程第 8 閉会中の継続審査及び継続調査について

平成18年美馬市議会定例会会議録(第3号)

◎ 招集年月日 平成18年6月23日

◎ 招集場所 美馬市議会議場

◎ 開 議 午前10時00分

◎ 出席議員

1番	郷司千亜紀	2番	阪口 克己	3番	藤田 元治
4番	藤原 英雄	5番	井川 英秋	6番	西村 昌義
7番	国見 一	8番	久保田哲生	9番	片岡 栄一
10番	原 政義	11番	前田 明美	12番	川西 仁
13番	小林 一郎	14番	河野 正八	15番	三宅 共
16番	谷 明美	17番	前田 良平	18番	蔭山 泰章
19番	中山 繁	20番	三宅 仁平	21番	藤川 俊
22番	中川 昭彦	23番	武田 保幸		

◎ 欠席議員

なし

◎ 地方自治法第121条の規程により説明のために出席した者の職氏名

市長	牧田 久
助役	河野 尚二
収入役	松尾 正俊
企画総務部長	清水 英範
市民環境部長	西川 行正
保険福祉部長	大垣賢次郎
経済部長	田所 茂
建設部長	中川 近敏
水道部長	高田 正和
木屋平総合支所長	阿部 義則
消防長	前田 力三
企画総務部理事	新井榮之資
市民環境部理事	武田 喜善
経済部理事	逢坂 彰
企画総務部財政課長	加美 一成

企画総務部秘書広報課長	松浦 真勝
教育長	三島 茂
教育次長	都筑 稔
監査委員	松家 忠秀

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	青木 市夫
議会事務局次長	岩崎 良子
主任書記	長江 浩司

◎ 議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

◎ 会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

10番	原 政義	議員
11番	前田 明美	議員
12番	川西 仁	議員

開議 午前10時00分

◎議長（小林一郎議員）

おはようございます。梅雨に入りまして天気が続いておりましたが、昨日からは本格的な梅雨と相成ってまいりました。皆様方には、農繁期の忙しい時期もおおむね終わられたかと存じます。

ただ今より本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にご配付の日程のとおりであります。よろしくお願いを申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により10番、原政義君、11番、前田明美君、12番、川西仁君を指名いたします。

日程第2、議案第45号、美馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、議案第54号、工事請負契約の変更についてまでの10件を一括議題といたします。

この件につきましては、所管の常任委員会に付託しておりましたので、各委員長の報告を求めます。

開催順にお願いをいたしたいと存じます。

初めに、産業常任委員会委員長、藤川俊君。

[21番 藤川 俊議員 登壇]

◎21番（藤川 俊議員）

産業常任委員会の報告を申し上げます。

12日、本会議から付託されました案件、議案49号、53号、54号につき審査をいたしたところであります。この件につきましては19日、委員会室におきまして理事者側、牧田市長以下、所管の部課長、それから委員会は全員が出席をいたしまして、付託されました案件につき鋭意審査をいたしました。その結果、いずれも原案どおり決すべきものとしたし、本日、本会議へ送達いたしましたところであります。

続きまして、請願が2件出されておりました。これはBSEにかかわる問題、それから美馬市の土木行政にかかわって、一つの事象が発生をした問題についての請願が出されております。

まず、BSEにつきましては、連続して本会議に今まで出されております。いずれも可として送達をいたしたわけでありまして、一たん再開をいたしましたが、また同じような事象が発生をしたということで、今、問題視されておるところであります。委員会は、このような日本の国民の生活の安全というものと外交を取引すべきでない、そういうふうな見解が出されまして、これも可としたし採択をいたしたところであります。

次に、土木行政に絡んでお手元にご配付のような請願が、先ほどは請願は片岡議員でございましたが、西村議員、阪口議員から出されておったところあります。これも、休憩を差し挟みまして鋭意、皆さん方とご相談を申し上げたり、我々が直接見聞をいたしたこと、あるいは議長が直接お調べいただいたこと等を十分精査をして、これにかかわったと

ころでございますけれども、委員会の決しました理由につきましては、いずれの言い分とも180度の開きがございます。従って、当委員会は、これを証人を呼んだり、あるいは問いただしたり、調査をするというのは常任委員会の性質からいたしまして、その権能はございませんので、不確かなことでございます関係上、しかし、委員会に出されれば、これは択か否、いずれかを決めなければいけないということでございますので、そういうことから、全員に諮りまして不採択という結果に相成ったところでございます。

なお、その中から請願者の西村紹介議員から、それであれば別に委員会を設けて、特別委員会等で調べるべきであるというような意見が出されましたが、これは委員長として少数意見の保留扱いとして、本会議で発表するということにいたしまして、それは本人がしかるべき措置をとられるべきであるというふうにコメントをいたし、そういうふうに決したところでありますので、ご了解をいただきたいと思っております。

続きまして、森林伐採のずさんな伐採をやめさせるべきであるという意見書が出されております。これは、地球環境の破壊というのはひとり人間のみならず、生物全体のものであるというふうな観点からさようなことに対して、一つの意見書を出すべきであるというふうなことでございますので、これはそのとおり了といたし、これを採択いたしましたところであります。

そのほか、今、議長が言われましたように、継続的に委員会が調査をし、研さんを積むべきであるということは、それはそのまま了といたし継続して行うことがよかろうと、こういうことに相成ったところであります。

以上をもちまして、産業委員会の報告を終わりたいと思っております。

◎議長（小林一郎議員）

次に、福祉文教常任委員会委員長、郷司千亜紀君。

[1番 郷司千亜紀議員 登壇]

◎1番（郷司千亜紀議員）

福祉文教常任委員長よりご報告を申し上げます。

本委員会は、今期定例会において付託されました議案第46号、美馬市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第47号、美馬市重度心身障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第48号、美馬市立幼稚園預かり保育実施条例の一部改正について、議案第49号、平成18年度美馬市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会関係部分、議案第52号、美馬西部特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び美馬西部特別養護老人ホーム組合規約の変更について、以上、合計5議案の議案審査のため、去る6月20日、午前10時から議会委員会室において委員会を開会いたしました。

出席の委員は、私を含め7名であります。また、小林議長にもご出席をいただいております。

理事者側より、牧田市長、河野助役、松尾収入役、三島教育長、関係部課長に説明のため出席いただきました。

付託されました議案の審査に当たり、当局より詳細なる説明を受け、慎重に審査を行った結果、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、平成18年度美馬市一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会関係部分、議案第52号の5件について採決し、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、本委員会は調査未了の事件について閉会中の継続調査を決定し、議長まで申出書を提出いたしました。

以上で、福祉文教常任委員会の報告を終わります。

◎議長（小林一郎議員）

はい、ありがとうございました。

次に、総務常任委員会委員長、前田明美君。

どうぞ。

[11番 前田明美議員 登壇]

◎11番（前田明美議員）

総務常任委員長報告をいたします。

本委員会は、今期定例会に付託をされました議案第45号、議案第49号、議案第50号、議案第51号の4議案と、貸金業規制等に関する法律の改正を求める意見書の審査のため、6月21日午前10時から議会委員会室で委員会を開催いたしました。

出席の委員は、私を含め8名であります。理事者側より牧田市長、関係部課長が説明のため出席をいたしました。

付託されました議案審査に当たり、理事者側より詳細なる説明を求め、慎重審査の結果、議案第45号、議案第49号の本委員会の関係分及び議案第50号、議案第51号は採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、意見書につきましては審査未了のため継続審査に付すべきものと決し、また閉会中の継続審査の申出書を議長まで提出をいたしました。

また、調査未了の事件については閉会中の継続調査を決定し、議長まで申出書を提出いたしました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

◎議長（小林一郎議員）

ありがとうございました。

以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより、ただ今の各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

質疑なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(小林一郎議員)

討論なしと認めます。

(不規則発言あり)

◎議長(小林一郎議員)

お静かにお願いいたします。

もう一度、お諮りいたします。ただ今、各委員長の報告に対する討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(小林一郎議員)

討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、採決をいたします。

議案第45号、美馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、議案第48号、美馬市立幼稚園預かり保育実施条例の一部改正についてまでの4件について、一括採決いたします。

議案第45号から議案第48号までの4議案について、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第45号から議案第48号までの4議案について、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(6番 西村昌義議員 退出)

◎議長(小林一郎議員)

異議なしの声で異議なしと認めます。よって議案第45号から議案第48号までの4議案については、原案のとおり可決されました。

(不規則発言あり)

(6番 西村昌義議員 入場)

◎議長(小林一郎議員)

次に、議案第49号、平成18年度美馬市一般会計補正予算(第1号)について採決いたします。

議案第49号について、各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第49号について、各委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(小林一郎議員)

異議なしのお声であります。よって、議案第49号については原案のとおり可決されました。

◎議長（小林一郎議員）

次に、議案第50号から議案第54号までの5議案について一括採決いたします。

議案第50号から議案第54号までの5議案について、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。議案第50号から議案第54号までの5議案について、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

異議なしの声であります。よって、議案第50号から議案第54号までの5議案については原案のとおり可決されました。

日程第3、請願第1号について。請願第1号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める件について採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。請願第1号について、採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

異議なしのお声であります。よって、請願第1号については採択と決定いたしました。

日程第4、請願第2号、ずさんな美馬市の市政を問いただす件についてを採決いたします。請願第2号については、委員長報告のとおり不採択であります。

お諮りします。

請願第2号を委員長報告のとおり不採択と決することにご異議ございませんか。

（6番 西村昌義議員 退出）

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

異議なしと認めます。よって、請願第2号を不採択とすることに決定いたしました。

（6番 西村昌義議員 入場）

◎議長（小林一郎議員）

日程第5、発議第6号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書（案）について、発議第7号、違法伐採問題への取組の強化を求める意見書（案）についての2件を一括上程といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案者、21番、藤川俊君。

[21番 藤川 俊議員 登壇]

◎21番（藤川 俊議員）

先ほどご報告申し上げましたが、提案の中身については、委員各位のところへご配付のとおりでございます。BSE牛肉につきましては、先ほど申しましたように、これは国民の食生活の中になくてはならないものであって、非常にその要求度も高いわけございま

すが、しかし、国民の中からは、さりとて安全に対する懸念が多く出されておるわけであり、日本の検査機能、アメリカの検査機能、そのあり方等については、かなりその過程に問題があり、差があるところがございます。

しかし、他のことはいざ知らず、国民生活の安定ということからいたしますと、これを犠牲にして外交の道具に使うべきものでないという趣旨でございます。連続して出されておりましたが、いずれもこれを諾として送達いたしました関係からいたしまして、どうぞこれを今回もお認めをいただきますように、お願い申し上げたいと思うところであります。これがBSEに関するところでございます。

続きまして、森林伐採でございますが、先ほど言いましたように、地球環境というのは、日に日に悪化の一途をたどっておるわけであり、高温によりまして、既に南太平洋等の島の中では、浸水をしておるところがあるというふうなところであります。森林の持つております公益性というのは、極めて人間生活に重要な、大きな条件であります。つまり、生存にかかわる条件という大切なところであるわけであり、こういうものをやはりむやみに伐採し、その公益性を失い自らの生活の安全を脅かすということはいかなるものか。そういうことの観点から、我々はこれを大きく警鐘乱打し、いろいろ訴えいたしまして、皆さんのご賛同をいただくということで採択し、これを提案をいたしましたところでありますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

◎議長（小林一郎議員）

はい、ありがとうございました。

以上で、発議の趣旨説明は終わりました。

発議第6号、発議第7号、その趣旨は簡明であります。お手元にご配付のとおりであります。よって、正規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

はい、中川君。

◎22番（中川昭彦議員）

簡単でございますので、自席で発言をさせていただきます。

ただ今、委員長から趣旨説明がございましたけど、先ほどの委員長報告の中に、さっき結果が入っておったように。私の聞き間違いでしょうかね。さっき、委員長報告で既に、お願いしたいと言いながら、今、趣旨説明は意見を伝えた。議会の議事進行の中で順序が違うように思うんですが、私の勘違いでしょうか。ちょっと確認いたします。

◎議長（小林一郎議員）

はい。先ほど、委員長報告の中にもございましたが、改めて確認のために発議として議題といたすために趣旨説明を求めたところであります。

以上、ご理解を賜りたいと存じます。

直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたしたいと思います。

初めに発議第6号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りします。

発議第6号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号、違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りいたします。発議第7号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

ただ今、決議されました意見書につきましては、直ちに関係機関へ送付いたします。

日程第6、発議第8号、藤田元治議員の辞職勧告に関する決議（案）についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、藤田元治君の退席を求めます。

（3番 藤田元治議員、4番 藤原英雄議員 退出）

（不規則発言あり）

◎議長（小林一郎議員）

お静かにお願いいたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

2番、阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

ただ今より、議長の発言許可をいただきましたので、提案理由を申し上げたいと思います。

まず、最初に、議会の審議・議決権を持ち議会運営の公正を保障する趣旨により、地方自治法第92条2項で議員の兼業禁止が規定されております。「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」とあり、該当したときは第127条により議員は職を失うと記されてあります。

事件に関与した議員は、自ら辞職すると思いついておりましたが、行動がないため多くの

市民の代弁者として、次のとおり辞職を勧告するところであります。

藤田元治議員の辞職勧告に関する決議（案）。上記決議案を美馬市議会会議規則第14条の規定により提出する。平成18年6月7日、美馬市議会議長、小林一郎殿。

提出者、美馬市議会議員、阪口克己。賛成者、美馬市議会議員、西村昌義、同、国見一。

藤田元治議員の辞職勧告に関する決議案。このたび美馬町内の徳島県発注工事に関する談合事件に関連し、阿州土建（株）の社員藤田元治議員は競売入札妨害罪で略式起訴され、徳島地裁から罰金50万円の処分を受けている。今回の処分は公共工事の発注に係る行政事件として処分されたものであり、道路交通法違反の罰金刑とはその内容が異なり同一視されるものではありません。

我々議員は、行政事務のチェック機関の一員として重要な立場にあり、その機能を果たす責任がある。そうした立場の地方公務員特別職である議員は、自らの立場を考え自主的に辞任すべきである。

美馬市議会として、藤田元治議員の辞職の勧告を決議する。

以上です。

なお、この問題に関しては、マスコミでも大きく報道され、市民・県民が感心を持ち注視しております。議員各位の良識あるご判断を期待し、私の提案理由説明といたします。

よろしく申し上げます。

（議場騒然）

◎議長（小林一郎議員）

傍聴人はお静かにお願いいたします。

（議場騒然）

◎議長（小林一郎議員）

お静かにお願いいたします。

（議場騒然）

◎議長（小林一郎議員）

お静かにお願いいたします。

（議場騒然）

◎議長（小林一郎議員）

小休いたします。

小休 午前10時31分

再開 午前10時33分

◎議長（小林一郎議員）

それでは、議事を再開いたします。

ここで傍聴人の方をお願いを申し上げます。これ以上の発言は控えていただきたいと思っています。今後、ご発声がありましたならば退場をお願いいたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、郷司千亜紀君。

[1 番 郷司千亜紀議員 登壇]

◎1 番（郷司千亜紀議員）

少し理解できないところがありますので、質問させていただきます。

議員の身分については、慎重に取り扱うべきものであると思われま。なぜ、殊更、性急に取り急ぐ必要があるのか、その理由と根拠をお聞かせ願います。「道路交通違反の罰金刑とはその内容が異なり」とありますが、罰金刑の内容について、その内容に対する認識はどのようにお持ちでしょうか。道路交通違反には軽いものから重いものまであります。あえて言いますが、軽いものにはシートベルト、一旦停止、携帯電話などがあり、重いものには過失致死罪、過失傷害罪、ひき逃げなど、加害者・被害者の人生を変えてしまうほどのこともあるのに、なぜ、ここでこのように例えとして出せるのか、お考えをお聞かせください。

最後の行に、「美馬市議会として」とありますけども、我々23人で美馬市議会ですよ。いかにも全員が賛同しているような、美馬市議会としてという言い方をなぜされるのか、そして何事においても、例えば裁判においても、その判例に基づくということがあります。過去における判例というのは参考にするべきものであって、過去に同一のようなことで、ほかの市議会において審議されたことがあるのでしょうか。お聞かせ願います。

◎議長（小林一郎議員）

はい、阪口克己君。

[2 番 阪口克己議員 登壇]

◎2 番（阪口克己議員）

2 番、阪口。

1 番、郷司議員の質問に、私の方からお答えいたします。

まず、第1点、議員の身分、今、なぜこういうことを言うのかということですが、やはり世間でよく言われています談合、これは、いいものかと判断したときに市民はノーと言っています。そういう意味で、これが事件が終わって例えば1年、2年した後で言うのかと。それは、時期を外れておると思っています。今の時期であるから伝えるわけです。それと、交通事故ですね、それと同一視、罰金刑だったら一緒にないかと言うけども、やはり今の特別職である限り、そういう認識ではいかんと。やはり同じ罰金が50万なら50万で全部一緒やという感覚ではいけないなということで、ここへ書かせていただいております。

それと、美馬市議会の表現を使うたと言いますが、これはあくまでも決議案を出していますから、そういうことをして。これは否決されたら消えますので、何も関係ないという解釈でお願いしたいと思います。それと、判例ですけれども、こういう全く同じような判例はないと思っておりますので、そういうのは参考にしておりません。

以上です。

◎議長（小林一郎議員）

はい、郷司千亜紀君。

[1番 郷司千亜紀議員 登壇]

◎1番（郷司千亜紀議員）

私は、どういう認識を持っているのかということをお尋ねしたのであって、罰金刑とは異なり同一視されるものではないと、ここに書いてありますけども、その罰金刑でも軽いものと重いものがある、本当に、被害者・加害者の人生を大きく狂わせてしまうようなものがあるのに、どうしてこのような例えとして、ここで出せるのかというのを一つお聞きしました。

それから、判例がないというのは、多分、お調べになっていないんだろうと思いますけれども、こういう大事な案件を出すことについて、もう少しいろんな市議会でこういうことがあったかどうかは、参考として調べるべきではないのでしょうか。

◎議長（小林一郎議員）

はい、阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

今の認識ということでは言いましたけれども、これは私が50万と決めたわけでもありません。これは、地裁の方でちゃんと決まっていたものですから1万、5万、10万、それぞれ向こうで決めたことで、そういうことでしていますから、私は50万は50万として認識、その上に特別職はやはり違うということをお伝えしたいと思います。

それと、判例ですけども、確かによそにもあると思いますけども、全く同一のものはないという答弁をしたので、ご了承してください。

以上です。

◎議長（小林一郎議員）

はい、郷司千亜紀君。

[1番 郷司千亜紀議員 登壇]

◎1番（郷司千亜紀議員）

少し、私がお聞きしたことと違うように思うんですけども、私は罰金刑50万のことをどうこう言っているわけではありません。その罪の重さと一緒にこういうことを同一として考えていいのかということをお聞きしたのであって、罰金刑50万が云々ということは申してはおりません。

それから、こういう大事な、本当に議員の身分を左右されるようなことを、本当に軽々しくここで問題にしているのかどうか、もう少し時間をかけるべきかどうか、もう少し考えてほしいと思います。

それで、こういう本当に大事な案件を出すに当たって、提案者の方はもう少し勉強していただきたいと思います。

◎議長（小林一郎議員）

阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番(阪口克己議員)

今、罪の重さということをしてますけども、ここで、論議をしても、これは私たちが論ずるものじゃないと思いますのでしています。

それと、勉強しなさいと言いますけども、もっとこれを細かく言って、したところで結論は同じと思いますので、このぐらいの勉強で私は提案をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

◎議長(小林一郎議員)

質疑は1人当たり3回ということに決まっておりますので、郷司千亜紀君の質疑はこれにて終わります。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(小林一郎議員)

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、反対討論から許可いたします。

10番、原政義君。

[10番 原 政義議員 登壇]

◎10番(原 政義議員)

私は、反対の立場で発言をさせていただきます。

今回、問題になりました事件に対しましては、私も議員の1人といたしまして、市民の皆様方に、ご心配、ご迷惑をおかけしましたことに対しまして、誠に遺憾に思うわけでございます。藤田議員は事件の重大性を認識し、大いに反省していることと思います。

さて、この件につきましては、先般6月1日に開催されました、全員協議会におきまして、藤田議員より事件についての当初からの詳細な事情について説明を受けました。電話で工事の入札に関しての意向を聞かれたこと。また、入札参加者が集まった会合には出席していないことの趣旨であり、本人の話は十分信用性に足るものでありました。このことが事実でありまして、自身の利益を誘導するほど悪質な事項であるとは理解できないわけであります。

また、心からの謝罪も受けました。その判断につきましては改心の上、新たに出直してもらうのが一番であると考えられます。

また、皆様方ご存じのとおり、藤田議員は、徳島地検の不正な利益は得ていないとの判断によります略式起訴、徳島簡易裁判所によります罰金刑であります。電話のやりとりのみ指摘されたわけでありまして、藤田議員の心情を考えると察するに余りあると思われま。すべてに耐えて、すべてを飲み込んで、これ以上司法の手間をかりずに、争うことのないようにと、自身の判断により、そうなったわけであります。

しかしながら、この一連の事件は、すべてが今まだ解決しておりません。そのことから

考えますと、今、この段階で辞職勧告に関する決議を、なぜ、そう急ぐ必要があるのか疑問に思うわけであります。さらに付け加えるなら、議員の身分にかかわることは極めて慎重にすべきであり、出処進退につきましては自らが決めることでありまして、今、ここで美馬市議会において判断すべきことではなく、もっと十二分に考えてみる必要もあろうかと思われまます。議会は本来、市民の生活を豊かにする方策や、社会のあり方について議論するところでありまます。

議員自身を問題とし、早急に辞職を求めていくというのもいかなものかと思われまます。本人は一連の新聞報道によりまして、大きな社会的制裁を既に受けておりまます。また、今後は会社との関係も一切断ち切って議員活動に専念すると皆様の前で誓い、自身を議会に送っていただいた市民の皆様方の期待に応えるべく、献身努力する覚悟であることを聞き及んでおりまます。

議員は市民の代表者でありまます。市民の心情をつかんで、その心で物事を考えることが大切であるといわれておりまます。市民とともに喜び、市民とともに涙する血の通った信頼される行政を行うために、勇気と決断が求められておりまます。

また、それなりの識見と信念と寛容な心を持つことも要求されておりまます。議員皆様方の寛容な心に期待し、そしてお願い申し上げまして、藤田元治議員の辞職勧告に反対するものでありまます。

◎議長（小林一郎議員）

次に、賛成討論で7番、国見一君。

[7番 国見 一議員 登壇]

◎7番（国見 一議員）

皆さん、改めまして、おはようございます。

私は賛成討論にさせていただきます。藤田元治議員の辞職勧告に関する決議案に賛成する立場から意見を申したいと思ひまます。

このたび、徳島県発注工事にかかわる談合事件で、藤田元治議員は罰金刑の処分を受けていまますが、市民を代表する、市政をチェックする役目のある議員が立場を認識していないと、多くの市民から批判の声が挙がっておるのも事実でございます。同僚議員の一員として、誠に残念ではございますが、藤田元治議員が自らの立場を認識し、自主的に辞職するのを勧告するものでありまます。

本議案に賛成する意思を表明した上で、議員の多数のご賛同を賜りますようお願いするところでございます。よろしくお願ひいたします。

◎議長（小林一郎議員）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

なしと認めまます。よって討論を終わります。

これより採決をいたします。

採決の方法につきましては、去る6月12日の議会運営委員会で、原則としては起立採決ということをお願いしました。それで、起立採決で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

◎議長（小林一郎議員）

はい、中山繁君。

◎19番（中山 繁議員）

無記名投票でお願いいたします。

◎議長（小林一郎議員）

ただ今、中山議員から無記名投票でとの発言がありました。この要求に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

◎議長（小林一郎議員）

挙手、3人以上ございますので、よってこの要求は認められました。従って、会議規則第71条の規定により、無記名投票により採決いたします。

これより発議第8号、藤田元治議員の辞職勧告に関する決議（案）についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖をお願いいたします。

（議場閉鎖）

◎議長（小林一郎議員）

ただ今の出席議員は、私を除き20人であります。

次に、立会人を指名いたします。

6番、西村昌義君、14番、河野正八君、21番、藤川俊君の3名の方をご指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

投票用紙を配ってください。

（投票用紙配付）

◎議長（小林一郎議員）

配りましたか。

投票箱を改めてください。

（投票箱点検）

◎議長（小林一郎議員）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

ただ今、投票箱の点検はいたしていただきました。

念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対の記載の上、点呼に応じ順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

ただ今から投票を行います。

(点呼・投票)

1番、郷司千亜紀君、2番、阪口克己君、5番、井川英秋君、6番、西村昌義君、7番、国見一君、8番、久保田哲生君、9番、片岡栄一君、10番、原政義君、11番、前田明美君、12番、川西仁君、14番、河野正八君、15番、三宅共君、16番、谷明美君、17番、前田良平君、18番、蔭山泰章君、19番、中山繁君、20番、三宅仁平君、21番、藤川俊君、22番、中川昭彦君、23番、武田保幸君。

◎議長（小林一郎議員）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（小林一郎議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただ今より開票を行います。立会人に指名いたしました西村昌義君、河野正八君、藤川俊君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

◎議長（小林一郎議員）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 20

有効投票 20であります。

うち、

賛成 8票

反対 12票

以上のおりであります。よって、反対多数であります。

従って、発議第8号、藤田元治議員の辞職勧告に関する決議（案）については否決されました。

以上であります。

藤田元治議員の入場を許可します。入場してください。

(3番 藤田元治議員 入場)

◎議長（小林一郎議員）

発議第8号に移ります前に、暫時小休いたします。

11時10分から始めたいと思います。

小休 午前11時02分

再開 午前11時14分

◎議長（小林一郎議員）

小休前に引き続き、会議を続行いたします。

日程第7、発議第9号、井川英秋議員の辞職勧告に関する決議（案）についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、井川英秋君の退席を求めます。

（5番 井川英秋議員 退出）

◎議長（小林一郎議員）

提案者の説明に入る前に、傍聴人の方に申し上げます。傍聴席での発言・拍手は禁止されております。今度、発言・拍手がありますれば、退場を命じます。よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

2番、阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

引き続きまして、議長の発言許可をいただきましたので、提案いたしたいと思います。

条文につきましては、先ほどと同じですので省略し、本論に入りたいと思います。

発議第9号、井川英秋議員の辞職勧告に関する決議（案）について、上記の決議案を別紙のとおり美馬市議会会議規則第14条の規定により提出する。平成18年6月23日、提出者、美馬市議会議員、阪口克己。賛成者、西村昌義、同、国見一。美馬市議会議長、小林一郎殿で出しております。

井川英秋議員の辞職勧告に関する決議（案）。このたび美馬町内の徳島県発注工事に関する談合事件に関連し、（株）井川建設の社員は競売入札妨害罪で徳島地裁に起訴されている。この事件の発生当時、井川英秋議員は（株）井川建設の取締役として活動しており、同社の実質支配人の立場にあったことは明白である。

よって我々議員は、行政事務のチェック機関の一員として重要な立場にあり、その機能を果たす責任がある。そうした立場の地方公務員特別職である議員は、自らの立場を考え自主的に辞任すべきである。

美馬市議会として、井川英秋議員の辞職の勧告を決議する。平成18年6月23日、美馬市議会となっております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

◎議長（小林一郎議員）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、片岡君。

[9番 片岡栄一議員 登壇]

◎9番（片岡栄一議員）

ただ今、議長からもお許しが出ましたので、私はこの決議に関しまして納得がいきませ

るので、今から代表者であります阪口克己議員さんに、私がこの文書の中から拾いだし
ました言葉5点につき、質疑をさせていただきます。

まず1番目、なぜ、今、勧告を出すのかということです。井川建設の社員が起訴をされ
係争中であります。まだ結果が出ておりません。それなのになぜ、今ということが1点目。

2点目でありますが、実質支配者は明白であると書かれております、なぜか。明白であ
るなら当然、今回、本人が起訴されていると思いますが、この件を阪口議員はどのように
お考えか。それが2点目。

3点目であります。この文にも書かれております、「取締役として活動しており」と書
かれてありますが、何を根拠に活動しておったのかあらわしてほしい、示してほしいです。
活動内容を把握されておられると思いますので、明快に示していただきたい。

4点目、登記簿欄の役員になっているということで、実質活動されているかどうかは異
なもので、実質、名目だけの役員は他社にも大勢いると、私の範囲では思いますけれど、
どうお考えなのか、これが4点目です。

5点目、美馬市議会として勧告を決議すると書かれておりますが、この決議案の採択、
採決の結果が、ただ今やられております。実際、出ておりません。それなのに美馬市議会
として、某議員さんの辞職の勧告を決議するとはどういうことか。まだ決まってもいない
のに勧告をするというのはどういうことなのか、私は理解ができません。そこをお答え願
いたい。

阪口議員は、いつから美馬市議会を代表するようになったのか、ご返答をいただきたい。
是非、よろしく、五つの問題に対して明快なるご答弁をお願いいたします。

◎議長（小林一郎議員）

はい、阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

ただ今、片岡議員の方から、5点、質問がありました。

なぜかと言いますと、今が時期が一番いいと明白にしておきます。それと、活動したの
は明白だったというのは、なぜかと言いますと、やはり登記されていると、活動しない者
は入れないと思いますので、そういう判断をしています。あと、いろんな人のうわさなり
お話も聞いていますけど、そういうのはどうこうできませんので、入れておりません。

取締役ということで、3番目と4番目がよく似ていますが、取締役であると、私は
仕事をしているのが常識と判断して、こういうふうな表現を使っております。

それと、5番目の決議するというのは、これは最初にありますように、案ですので、こ
ういう表現を使わせていただいております。

それと、私が美馬市議会の代表というようなことをお恐れなことは考えておりません。
これは、あくまでもルールに基づいて出していますので、よろしく願いいたします。

◎議長（小林一郎議員）

はい、片岡君。

[9番 片岡栄一議員 登壇]

◎9番（片岡栄一議員）

これ、1番から5番までの中で、すべて腑に落ちないことばかりで、私は理解ができません。まだ、係争中なんですよ。私が1番に、何で、今、勧告を出すのかというのは、今、係争中です。今、裁判の最中なんですよ、これからなんですよ。それなのに、今、ということなんですよ。まだ、本人は何を何というのは決まっていらないんですよ、今は。ですから、一つ目の答えをもう1回お聞きします。

それと、実質支配者は明白であると、議員さんはおっしゃっておられますけれども、どこにどんな根拠があって明白なのか。そのこともお教え願いたい。

それから、3番目の取締役として活動しておるといふのがありますけれども、活動内容をあなたは一切、阪口議員、お答えになっていない。内容を把握した上で、取締役として活動しておるといふことが書けるのであって、あなたが把握していないのであれば、これは撤回してほしい。

4番目、登記簿欄の中に、私が考えておる中で、名前だけの役員さんというの、日本全国大いにあると思います。この点をあなたはどういうふうにお考えなのか、それも示してほしい。

それから、5番目でありますけれども、あんまり軽々しく、私の意見ですけども、美馬市議会とか、私も美馬市議会の一員ですから、軽々しく美馬市議会の名前を出してほしくございません。そういうことで答弁を求めます。

◎議長（小林一郎議員）

阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

再度、出てきました。なぜというのですけども、裁判が出るまで待てる問題かということではないと思います。時期が、やはりもうあとは裁判だけということではしておるけども、実質の取締役として、登記簿にも、こうやってして登記されております。そういう意味からも踏まえて、やはりやっているのは皆さんもわかっていると思いますけども、やはり活動していたと見るのが市民の目です。そういうことを受けて、私もここへ立たせていただいています。

それと、あと、決議するというこの文書は、これはいろんなことに出るときには、大体こういう書き方をするのが常だと思いますので、そこら辺はご了承お願いしたいと思います。以上です。

（不規則発言あり）

◎議長（小林一郎議員）

阪口議員、明白なるお答えをというので、どういうふうな事実か、事実をあらわしてという質問でありましたが、お答え願います。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

明白というのは、役職について書いておることを活動しておるのが確かにあるということで、明白ということを使わせてもらいました。表現が悪ければ、これに担当しておったということに換えてもいいんですけども、実際に仕事はしておったということの理解で、こういうふうにかかせてもらっていますので、ご配慮をお願いします。

◎議長（小林一郎議員）

はい、片岡栄一君。

[9番 片岡栄一議員 登壇]

◎9番（片岡栄一議員）

どうもこの内容を見ておりますと、市民の声とは言いますけれども、思惑やお考えの中で空想的にお書きになっておいでる、そういうことが私、今、わかりました。まず、活動内容を把握しておられると思いますと、私が新たに質問をいたしましたところ、あなたは、取締役として活動しておるというのを何も答えていない。どういうことをしておったのか、どういうことに関して、この談合疑惑に首を突っ込んでいたのか、そういうところまで、あなたはお調べなんでしょう。そういうところも、まず、お教えをいただきたい。

それから、今、勧告を何で出すのだと1番目に言いましたけれども、その問題に関しましては、今、社員がですよ、某議員じゃない、社員が係争中であって、たまたまその関係者という、そういうことなので、あなたにもう一度その真意を聞きたい。

◎議長（小林一郎議員）

はい、阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

活動内容ということでは言われますけれども、そこはいろいろあると思いますけれども、私が考えておるのは社員が罪に問われているというのを、やはり会社の上司である取締役、この辺の立場もあります。そんなのも含めて、総合的に判断して評価しておるものでありますのでよろしくをお願いします。

◎議長（小林一郎議員）

ほかに質疑ございませんか。

はい、久保田君。

[8番 久保田哲生議員 登壇]

◎8番（久保田哲生議員）

関連をしますと思いますけれども、1点ちょっとお伺いしたいことがございます。この中で書かれておられます発生当時、何々議員、取締役として活動しておると、そういう文面が非常にひっかかる場所があるわけですけども、今回の事件には全く関与していないということは、これはもうマスメディア等々の中で、今までずっと公表しております。仮に、これが何らかの形で関与しておりましたも、当然、前任期中のことであって、今回そのものを問うこと自体がおかしいのではないかと、そういう点、ちょっとお伺いしたいと思

ます。

ご案内のとおり、議員の任期は住民の選挙で出て、各任期が決定しております。独立完結したものであって、前任期中のことに関しては現任期に承継するものではないということでございますので、その点をちょっとお伺いしたらと思いますので、よろしくお願ひします。

◎議長（小林一郎議員）

阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

今、久保田議員の方から1点、ご質問がありました。

発生当時はあったけども、今、現在は違うのというのと、前回の任期で一応けりはおつておるといふことですが、我々はそういう考え方ではやってはいけなと。今現在で活動しておるのは、その当時におつたことは、やはり責任を負うべきと判断して提案させてもらっていますのでよろしくお願ひします。

◎議長（小林一郎議員）

はい、久保田哲生君。

[8番 久保田哲生議員 登壇]

◎8番（久保田哲生議員）

本来なら、前任期中のことについては、先ほども申しましたとおり、当然これは問えない部分がございます。それで、なおかつ関与していない、そして、またそのもの自体に先ほども言いましたように、きちつとおつておるといふことがございますので、当然これは、今回、そのもの自体を出すべきでないとおるわけでございますので、その点、再度お答えいただきたいと思ひます。

◎議長（小林一郎議員）

はい、阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

任期外であると言われてはいますが、議員の任期である以上はいづれであれ、やはりその当時の取締役を辞任してはいます6月14日以降のことだったら、これはいいと思ひますが、その6月14日に辞任してはいますので、それまでの事件、2月ですので、私は責任があると思ひますので提案させてもらっています。

ご理解、よろしくお願ひします。

◎議長（小林一郎議員）

ほかに質疑ございませんか。

はい、中川君。

[22番 中川昭彦議員 登壇]

◎22番（中川昭彦議員）

質疑をさせていただきます。

私はこの時点で、自分の立場が賛成とか反対ということは、あえて、討論でございませるので、省略をさせていただきます。

ただ、今回の辞職勧告につきましては、一応議員の立場として、やはり議員の責任があるんじゃないかと。また、出すこともそれはやむを得ないところはあると、私は認識いたしております。

しかしながら、先ほどから質疑をいろいろ聞いておりましたら、提案者ももうちょっと明確な地方自治法ぐらい覚えておかなんだら、何という答弁しよんかなと、私ちょっと疑問視を持っております。

実は、今日の決議案の内容文は、ご承知のとおり県発注工事の談合事件であったと。今、問題になっております井川君の問題でございしますが、社員がそれに加わっておったということであって、現在のところ井川議員は、まだ起訴の段階で呼ばれていないという、今現時点ですわね。その中において、今日の勧告決議案を私、ゆうべ寝ずに、サッカーの日本とブラジルも見んと地方自治法を全部もう目を通して、ちょっと実は寝不足なんです。そこで私がいろいろ判断したところ、これは調べてくなくても結構ですが、ここで取締役という言葉はまだ時期尚早、今現在、これはもう間違いなく。

それから、先ほどから、議員は取締役として活動しておりという言葉がございします。それ、先ほど答弁しておりましたが、別に議会の議員の兼業禁止というのは、職業の自由を制限するものではないと法律ではうたっております。ように聞いておってよ、皆さん。そこで、議員が請負業者としての活動自体を何ら禁止し制限するものではないんですよ。先ほどから聞いておったら、ただ、禁止されている内容の本文は、議員という特殊な地位にあることにかんがみ、行政の適正と議員活動としての公明を期するため、公共団体またはその機関との請負契約のみについて兼業禁止というのが、これが地方自治法第92条第2項の規定でございします。

皆さん、このあたりはご承知のとおりだと思うんですね。その内容から言いますと、井川建設株式会社の社員が今、起訴されておると。これから係争していくと。私は、この決議文につきましては、この取締役ということで先ほどからいろいろお話がございましたが、私もこの件につきましては、非常に勉強させていただきました。これ、实例も私、持っております。これから、ちょっと引用させていただきますと、その兼業禁止の効果というところで、このように説明しております。

議会の議員が兼業禁止、その職を失うことをいわゆるでありますけども、結局、取締役ということは、非常に議会で判断が難しい、こういうこととございします。今回は、この案件につきましては、起訴されておりますので趣旨は賛同の気持ちがあるが、今現在は経緯を見届けさせていただくというのが1番いい例でないかなということと質疑をさせていただきました。

それで阪口さん、どう思うかちょっと答弁してください。

(不規則発言あり)

◎議長（小林一郎議員）

はい、阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

中川議員の方からお話がありまして、このところ難しいんですけども、私の考えと今、同じですけども職業を禁止するものでないというのは明白です。公明正大に議員さんの立場を利用せず行動するのが常識という判断で、取締役であったということが明白であったということで、そういうことから実質支配人ということで提案させてもらっています。

地方自治法にはいろいろ書かれていますけども、先ほど前文の中でも読ませてもらいましたけども、その中に無限責任社員なり取締役、もしくは監査役ということも入っております。そういうことからかんがみて、こういう提案にさせてもらいましたのでご理解をよろしく願います。

◎議長（小林一郎議員）

はい、中川君。

[22番 中川昭彦議員 登壇]

◎22番（中川昭彦議員）

再度、質疑をさせていただきます。

法律の中で、取締役とか無限責任社員とか、参与とか、そんな私知っておるんですよ。私、最後に言うたのは、そういう役職があっても、それを議会で明確に判断することは難しいと。だから、この件は経緯を見守っていく必要が今回はあると、私は言いよるんですよ。そんな、あんたが言いよるような、参考人やとか何とかそんな、ちょっと。この井川君の場合は取締役とうとうておるんですから、提案で、そうでしょう。取締役やとうとうとんでえ、これに。そやから、参与とかそんなこと、私、聞きよらへんねん。経緯を見守っていくことにどうでしょうかと。私はお答えくださいと言うたんです。どうぞよろしく願います。

◎議長（小林一郎議員）

はい、阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

経緯を見守るということだったんですけども、私は一応出した以上は、ここで判断をしていただき、それにより、また経緯を見守っていく必要があるんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしく願います。

◎議長（小林一郎議員）

はい、中川昭彦君。

[22番 中川昭彦議員 登壇]

◎22番（中川昭彦議員）

もうはっきり申し上げます。この辞職勧告決議案について、出されたことについては、

今日判断すべき問題であるとは思いますが、本来のこの趣旨から言いましたら、先般も皆さん勉強いたしておりますように、委員会条例第7条、議員の資格決定について審査請求をするという項目がございます。これ、1人でも皆さんが手を挙げれば、議会としては即特別委員会を設けなければならないというルールは皆さんご承知のとおり。この問題については経緯を見ながら、そういう特別委員会で、いろいろ皆さんのご意見を聞いて、その結果を最終は4分の3以上の出席の中の5分の4の方が賛同すれば失格というルールは、皆さんご承知のとおりだと思えます。それが本当の狙いで、私は経過を見守っていったらどうですかという発言をさせていただきました。

それが、わかってくれんですから、私は最後の質疑とさせていただきます。

以上です。

◎議長（小林一郎議員）

はい、阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

中川議員の審査請求ですか、これはわかっていますけども、まず現状を判断していただいて対応していきたいと。その後、いろいろあったときには、またこういう形も適用していったらええかと思えますので、よろしく願いいたします。

◎議長（小林一郎議員）

はい。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

よって、これより討論に入ります。

通告がありますので、反対討論から許可いたします。

15番、三宅共君。

[15番 三宅 共議員 登壇]

◎15番（三宅 共議員）

発議第9号に提出されている辞職勧告決議案に対して、反対の立場で私の考えるところを述べさせていただきます。

本来、議員の辞職に関する決議は、慎重に慎重を重ねて対応することが賢明であると思えます。まして、ただ今の井川議員の辞職勧告案については、先ほど来の質疑にもありましたとおり、議員個人事ではなく、全く別の人格である会社の社員がかかわった問題であり、この問題に対しては、井川議員が関係していないことは明らかであります。

井川議員が、この問題に対してかかわっていたかのような想像で判断をして提出された案には反対であります。よって、この決議案はむやみに井川議員の名誉と人格を傷つけるものであり、到底賛成できるものではありません。議員の皆様方におかれましても、その点をご理解いただきましてご判断をお願いいたします。

以上で、私の反対討論を終わります。

◎議長（小林一郎議員）

次いで、賛成討論、西村昌義君。

[6番 西村昌義議員 登壇]

◎6番（西村昌義議員）

議長の許可をもらいましたので、討論に入る前に、私は冷静な立場で、軽々しく賛成討論をいたすものではございませんので、よろしくお願いを申し上げます。

井川英秋議員の辞職勧告に関する決議案に賛成する討論を行います。

（不規則発言あり）

◎6番（西村昌義議員）

このたび、徳島県の発注工事にかかわる談合事件に関与し、(株)井川建設の社員が競売入札妨害で起訴されました。この事件発生当時、同社の取締役として井川英秋議員は先ほどもおっしゃるとおり登記はされております。現在では、地方自治法第92条の2、議員の兼業禁止に抵触することを恐れ、取締役を辞任されております。

引き続き、実質支配者として社業に専念しているとのことでもあります。こうした身分規制の条項について同僚議員ながら指摘されるでもなく、自己の立場を認識し社業に専念するのであれば、自ら辞職することが良識ある議員の行動ではないでしょうか。こうした趣旨から、本議案が提案されたものでございます。本議案の議決に賛同する旨、皆様のご理解あるご賛同をよろしくお願い申し上げます。また、多くの良識ある議員のご賛同を期待しております。

以上で、私の賛成討論を終わります。

◎議長（小林一郎議員）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、採決いたします。採決の方法につきましては、先ほどの発議第8号の方法、無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

異議なしと認めます。

よって採決の方法は無記名投票で行います。

これより発議第9号、井川英秋議員の辞職勧告に関する決議（案）についてを採決いたします。議場の閉鎖をお願いいたします。

（議場閉鎖）

◎議長（小林一郎議員）

ただ今の出席議員は20名であります。

立会人を指名いたします。

先ほどのとおり、6番、西村昌義君、14番、河野正八君、21番、藤川俊君の3名の方を指名いたします。

よろしく願いいたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

◎議長(小林一郎議員)

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(小林一郎議員)

なしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

◎議長(小林一郎議員)

異常なしと認めます。

念のため申し添えておきます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載の上、点呼に応じ順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

ただ今から投票を行います。議席番号からお名前を読み上げますので、よろしくお願いいたします。

(点呼・投票)

1番、郷司千亜紀君、2番、阪口克己君、3番、藤田元治君、6番、西村昌義君、7番、国見一君、8番、久保田哲生君、9番、片岡栄一君、10番、原政義君、11番、前田明美君、12番、川西仁君、14番、河野正八君、15番、三宅共君、16番、谷明美君、17番、前田良平君、18番、蔭山泰章君、19番、中山繁君、20番、三宅仁平君、21番、藤川俊君、22番、中川昭彦君、23番、武田保幸君。

◎議長(小林一郎議員)

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(小林一郎議員)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただ今より開票を行います。先ほど立ち会いをお願いいたしましたお三方、西村昌義君、河野正八君、藤川俊君、よろしくお願いいたします。

(開票)

◎議長(小林一郎議員)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 20票

有効投票 20票

有効投票のうち

賛成 9票

反対 11票

以上のとおり、反対が多数であります。

従って、発議第9号、井川英秋議員の辞職勧告に対する決議（案）については否決されました。

井川英秋君、入場してください。

（5番 井川英秋議員 入場）

◎議長（小林一郎議員）

昼食の時間がまいっておりますが、このまま会議を続行いたします。

日程第8、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

お手元にご配付いたしておりますとおり、閉会中の継続審査及び継続調査について申出書が提出されております。

お諮りいたします。

継続審査及び継続調査については、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査及び継続審査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

異議なしと認めます。

よって、継続審査及び継続調査については、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、閉会中の継続審査及び継続調査に付されたものを除き、すべて終了いたしました。

閉会に当たり、市長よりごあいさつを頂きたいと思います。

市長。

〔市長 牧田 久君 登壇〕

◎市長（牧田 久君）

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る6月12日に開会をされまして、本日まで12日間議員各位におかれましては、大変お忙しい中、連日にわたりまして、活発なご審議を賜りまして、提出をさせていただきました平成18年度美馬市一般会計補正予算（第1号）などの12の議案につきまして、原案のとおりご可決、またご同意を賜りましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本定例会におきまして、ご可決いただきました各議案の執行に当たりましては、万全を

期してまいりますとともに、本議会あるいは委員会等におきまして、議員各位から賜りました貴重なご意見ご提言等につきましては、十分に検討を加えまして今後の市政運営に反映をさせてまいりよう努力をしておりますと考えておるところでございます。

引き続き、議員の皆様方のご支援ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げる次第でございます。

結びになりましたが、梅雨の季節でございます。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意されまして、今後のご健勝とご多幸をご祈念を申し上げまして閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

大変どうもありがとうございました。

◎議長（小林一郎議員）

はい、ありがとうございました。

平成18年6月美馬市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月12日より本日までの12日間にわたり、人事案件を初め条例及び補正予算並びに請願、意見書等の案件につきましては、終始ご熱心にご審議を賜り、すべての案件を議了いただきましたことを、厚く御礼を申し上げます。

また、議案審議に当たりまして常に真摯な態度を持って協力いただきました理事者各位に対して、深く敬意を表する次第であります。

なお、市長を初め理事者各位におかれましては、審査過程において議員各位から表明されました意見や要望を今後の市政運営に十分反映されますよう、お願いを申し上げたいと思います。我々議員といたしましても、ただ今のような審議がございました中、自ら身を律するがごとくように、これからもお互い市民の負託を得ておりますので、市民の幸せを願い自己研さんに励みたいと思います。

議員各位におかれましても各自の倫理を尽くし、市民の負託に答えられますようお願いを申し上げまして、私のごあいさつといたします。

これもちまして、平成18年6月美馬市議会定例会を閉会といたします。大変、ご苦労でございました。

閉会 午後0時08分